

第82期

定時株主総会招集ご通知

■ 開催日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時

■ 開催場所

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
COREDO室町1 5階
日本橋三井ホール

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について
本株主総会会場において感染拡大防止のため、来場時の検
温・消毒やマスクを着用した方等に限定して入場してい
ただく等の措置を講じます。

その詳細につきましては、同封の「新型コロナウイルス感
染症拡大防止のための対応について」をご確認いただき、
ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」をご参照くださ
いますようお願い申し上げます。

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を
除く。）6名選任の件

目 次

招集ご通知

第82期定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	3
議決権のご行使についてのご案内	10

(添付書類)

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項	12
2 会社の株式に関する事項	22
3 会社役員に関する事項	25
4 会計監査人に関する事項	28
5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	29
6 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	31
7 剰余金の配当等の決定に関する方針	33

連結計算書類

連結貸借対照表	34
連結損益計算書	35
連結株主資本等変動計算書	36

計算書類

貸借対照表	37
損益計算書	38
株主資本等変動計算書	39

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	40
会計監査人の監査報告書 謄本	42
監査等委員会の監査報告書 謄本	44

証券コード 8609

2020年6月5日

株主各位

東京都中央区日本橋一丁目17番6号

株式会社 岡三証券グループ

取締役社長 新 芝 宏 之

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、後述いたしますご案内の方法により2020年6月25日(木曜日)までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時	2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 COREDO室町1 5階 日本橋三井ホール <small>（ご来場の際は、末尾の「会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）</small>
3. 目的事項	報告事項 1. 第82期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等 委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第82期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以 上

【お知らせ】

1. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - (1) 連結計算書類の連結注記表
 - (2) 計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際し、監査をした対象の一部であります。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合には、**当社ウェブサイト**において、修正後の内容を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：<http://www.okasan.jp>

岡三証券グループ

検索 

議案および参考事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制を一層強化するために取締役を1名増員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各取締役候補者の業務執行状況、見識、能力等を評価した上で、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	再任 男性 加藤 哲夫	取締役会長	100% (10回/10回)
2	再任 男性 新芝 宏之	取締役社長	100% (10回/10回)
3	再任 男性 新堂 弘幸	取締役副会長	100% (10回/10回)
4	再任 男性 田中 充	取締役	100% (10回/10回)
5	新任 男性 池田 嘉宏	戦略部門担当 (グループCSO、 グループCLO、 グループCDO)	
6	新任 男性 江越 誠		



候補者
番号

1

か とう てつ お
加 藤 哲 夫

1948年2月1日生

- 所有する当社株式数 874,034株
 - 重要な兼職の状況 岡三証券株式会社 取締役
- 再任 男性

略歴、当社における地位および担当

1970年 5月	株式会社三菱銀行入行	1995年 6月	取締役副社長就任
1986年 6月	当社入社	1997年 6月	取締役社長就任
1986年 12月	取締役就任	2014年 4月	取締役副会長就任
1989年 6月	常務取締役就任	2020年 4月	取締役会長就任
1991年 6月	専務取締役就任		現在に至る

取締役候補者とする理由

加藤哲夫氏は、1997年に当社取締役社長に就任し、2014年より当社取締役副会長、2020年より当社取締役会長をつとめております。

長年にわたる経営トップとしての豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの企業価値の向上およびコーポレートガバナンス強化のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

2

新

しん
しば
芝ひろ
宏ゆき
之

1958年3月2日生

■ 所有する当社株式数

42,800株

■ 重要な兼職の状況

岡三証券株式会社 取締役会長

再任

男性

略歴、当社における地位および担当

1981年4月	当社入社	2011年4月	専務取締役 企画部門・人事企画部担当
2001年6月	取締役就任	2014年4月	取締役社長就任
2003年10月	岡三証券株式会社 常務取締役就任	2020年4月	岡三証券株式会社 取締役会長就任
2004年6月	当社 常務取締役就任		現在に至る
2006年6月	専務取締役就任		

取締役候補者とする理由

新芝宏之氏は、2001年より当社取締役として企画部門を担い、2014年より当社取締役社長として当社グループの経営の推進に手腕を発揮しております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

3

しん どう ひろ ゆき
新 堂 弘 幸

1958年2月11日生

■ 所有する当社株式数 42,400株

再任 男性

略歴、当社における地位および担当

1981年4月	当社入社	2011年6月	取締役就任
2003年6月	取締役就任	2014年4月	岡三証券株式会社 取締役社長就任
2003年10月	岡三証券株式会社 取締役就任	2020年4月	当社 取締役副会長就任 現在に至る
2006年6月	当社 取締役就任		
2007年6月	常務取締役就任 人事企画部担当		

取締役候補者とする理由

新堂弘幸氏は、2003年より当社取締役として営業本部・人事部門の担当および岡三証券(株)営業本部長、取締役社長に就任して高い経営の手腕を発揮し、2020年4月からは当社取締役副会長をつとめております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

4

た
田なか
中みつる
充

1958年8月20日生

■ 所有する当社株式数

22,600株

■ 重要な兼職の状況

岡三証券株式会社 取締役

再任

男性

略歴、当社における地位および担当

1981年4月	当社入社	2016年6月	取締役退任
2001年6月	取締役就任	2018年4月	専務執行役員就任 戦略部門担当（グループCSO） 岡三証券株式会社 企画部門担当
2003年10月	岡三証券株式会社 常務取締役就任	2018年6月	当社取締役就任
2014年4月	同社 専務取締役就任 営業本部長 当社 執行役員就任	2020年4月	岡三証券株式会社 営業統括部門管掌 現在に至る
2014年6月	取締役就任		

取締役候補者とする理由

田中充氏は、2001年より当社取締役として各地区担当を歴任した後に、岡三証券(株)営業本部長、当社戦略部門担当（グループCSO）に就任し、2020年4月からは岡三証券(株)営業統括部門管掌として当社グループの中期経営計画の中核を担っております。その豊富な経験・実績に基づく高い見識は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

5

いけ だ よし ひろ
池 田 嘉 宏

1962年7月15日生

■ 所有する当社株式数 11,500株

新任 男性

略歴、当社における地位および担当

1986年4月	当社入社	2019年6月	当社執行役員就任 法人RM部担当 岡三証券株式会社
2006年1月	岡三オンライン証券株式会社 取締役社長就任		金融法人部門・グローバル戦略室 管掌兼法人業務部共同管掌
2014年4月	岡三証券株式会社 取締役就任 金融法人部門担当	2020年4月	当社 常務執行役員就任 戦略部門 担当 (グループCSO、グループ CLO、グループCDO)
2017年4月	同社 トレーディング部門・グロー バル戦略室担当		岡三証券株式会社 企画部門担当 現在に至る
2018年4月	同社 常務執行役員就任 金融法人部門副管掌		

取締役候補者とする理由

池田嘉宏氏は、2006年1月より岡三オンライン証券(株)取締役社長に就任した後に、岡三証券(株)取締役として金融法人部門担当、トレーディング部門・グローバル戦略室担当、当社法人RM部を担当し、2020年4月からは当社戦略部門担当をつとめております。その多様な経験と高い実行力は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、取締役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

6

え 江
ごし 越

まこと 誠

1969年4月5日生

- 所有する当社株式数 12,300株
- 重要な兼職の状況 岡三証券株式会社 取締役社長
- 新任 男性

略歴、当社における地位および担当

1993年4月	当社入社	2017年3月	岡三オンライン証券株式会社 取締役会長就任
2011年6月	岡三証券株式会社 営業戦略部長	2017年6月	当社 取締役就任 岡三情報システム株式会社 取締役社長就任
2014年4月	当社 グループ企業統括部長	2018年6月	当社 取締役退任
2016年4月	岡三証券株式会社 理事就任 企画部門副担当 当社 執行役員就任 グループ企画部・グループシステム 企画部副担当	2020年4月	岡三証券株式会社 取締役社長就任 現在に至る

取締役候補者とする理由

江越誠氏は、2016年より当社執行役員として経営戦略の策定・推進に携わっており、岡三オンライン証券(株)取締役会長、岡三情報システム(株)取締役社長を歴任した後に、2020年4月からは岡三証券(株)取締役社長をつとめております。その行動力・判断力は、当社グループの持続的成長と企業価値向上の実現のために必要不可欠であることから、取締役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

議決権のご行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



開催日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※株主さまの代理人によるご出席の場合は、本総会で議決権を有する他の株主さま1名を代理人とさせていただきます（株主さまご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証明する書面をご提出ください。）。

書面にてご行使いただく場合



行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時10分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットにてご行使いただく場合



行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時10分入力分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）^{ウェブ行使}にアクセスしていただき、画面の案内に従い、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる行使方法のご案内については次ページをご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

書面とインターネット等により、二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。



パソコンをご利用の方

1

議決権行使ウェブサイト
にアクセス



ウェブ行使

<https://www.web54.net>
「次へすすむ」をクリック

2

ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

3

パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック
※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

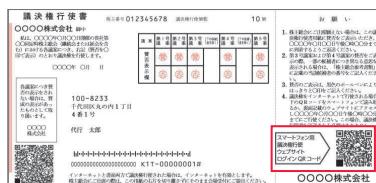


スマートフォンをご利用の方（「スマート行使」のご案内）

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

■「スマート行使」ご利用イメージ



本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9 : 00~21 : 00)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当年度におけるわが国経済は、年度後半を中心に減速の動きが見られました。米中貿易摩擦を発端とした世界経済の減速により、輸出は前年同月比でマイナスが続いたほか、秋の大型台風による被害も生産活動に影響を与えました。また10月以降も、消費税増税による個人消費の鈍化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による観光業や外食産業などを中心とした企業景況感の悪化など、経済の減速感是一段と強まりました。他方、失業率は概ね2%台前半で推移しましたが、消費者物価指数の上昇率はほぼ横ばいでの推移となり、物価上昇の勢いはさらに鈍化しました。

こうした環境のなか日経平均株価は、米中通商協議の動向や先進国の金融政策を意識しながら、秋口にかけて概ね20,000円～22,000円を中心としたレンジで推移しました。10月以降、消費税増税による個人消費の落ち込みが懸念されたものの、米中摩擦の緩和期待から連日史上最高値を更新し続ける米国株式市場の動きなどを好感し、日経平均株価も年末年始にかけて約1年2か月ぶりとなる24,000円台を回復しました。また外国為替市場でも、対ドルでは夏場にかけて円高含みの展開となったものの、夏場以降は米中協議の進展などを受けて緩やかな円安ドル高基調となりました。

しかし、年度末にかけては、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大による混乱が各方面に広がり、金融市場にもリスク回避の動きとして波及しました。為替市場では値幅が急拡大し、不安定な推移となりました。対ドルでは、3月上旬に一時1ドル＝101円近辺まで円が急騰した一方、世界的にリスク回避を目的としたドルの手元流動性を確保する動きが強まると一転、3月下旬には1ドル＝111円台まで円安ドル高が進行しました。

株式市場においても景気や企業業績の悪化懸念が広がり、特に2月後半以降は売り圧力が急速に強まりました。米国では3月にニューヨークダウ平均株価が過去最大の下落幅を記録したほか、日経平均株価も一時、約3年4か月ぶりとなる16,000円台をつけるなど、株式市場は世界的に急落の動きとなりました。ただし、日本を始めとする各国政府と中央銀行が大規模な経済対策と金融緩和策を矢継ぎ早に打ち出し、一定の安心感につながったことから株式市場は値を戻し、日経平均株価は18,917円1銭で年度末の取引を終えました。

このような事業環境のもと、中核子会社の岡三証券株式会社においては、市況に即した投資情報と多様な商品ラインアップを活用した地域密着型の営業活動を引き続き展開しました。一方、インターネット取引を主体とする岡三オンライン証券株式会社においては、新規口座開設の拡大に注力するとともに、マーケティング技術を用いたサービスの提供や10月に開始した取引所FX・CFDの対面サポートコースの訴求などにより、営業収益の拡大に努めました。また、岡三アセットマネジメント株式会社においては、経済環境分析やリサーチ強化で運用パフォーマンス向上を図るとともに、販売会社を通じてお客さまへ分かりやすくタイムリーな情報提供を行い、運用資産の拡大に努めました。商品としては、「ワールド・リート・セレクション (アジア)」や

「ワールド・ソブリンインカム（愛称：十二単衣）」などの公募投信において純資産残高が増加しました。

以上の結果、当年度における当社グループの営業収益は650億38百万円（前年度比95.8%）、純営業収益は640億52百万円（同95.9%）となりました。販売費・一般管理費は619億79百万円（同95.4%）となり、経常利益は54億88百万円（同189.1%）、親会社株主に帰属する当期純利益は36億26百万円（同425.1%）となりました。

① 損益の概況

受入手数料

受入手数料の合計は397億32百万円（前年度比92.4%）となりました。主な内訳は次のとおりです。

委託手数料

当年度における東証の1日平均売買高（内国普通株式）は17億10百万株（前年度比92.5%）、売買代金は2兆7,835億円（同91.2%）となりました。こうしたなか、株式委託手数料は143億36百万円（同103.1%）となりました。また、債券委託手数料は0百万円（同7.3%）、その他の委託手数料は5億96百万円（同146.0%）となり、委託手数料の合計は149億33百万円（同104.3%）となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

当年度における株式の引受けは、主幹事案件が3件あったものの前年度に大型の新規公開案件があった反動から引受金額が減少しました。一方、債券の引受けは、主幹事獲得や個人投資家向け債券の引受けなどにより、主に事業債の引受金額が増加しました。

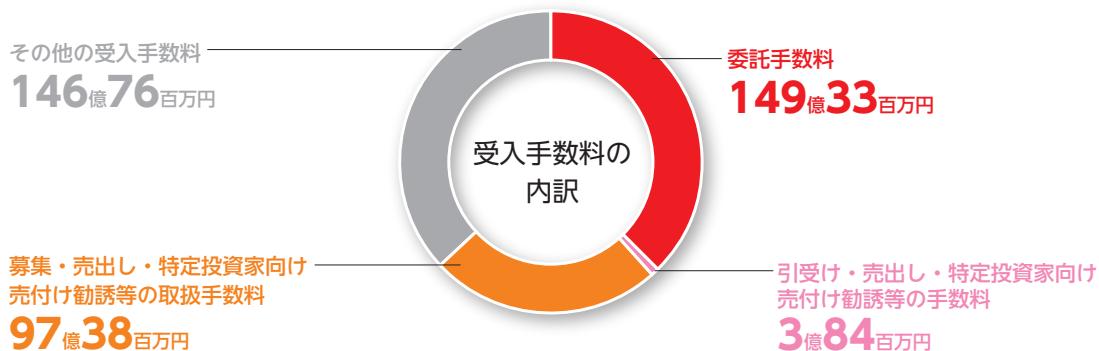
これらの結果、株式の手数料は1億51百万円（前年度比26.7%）、債券の手数料は2億33百万円（同213.6%）となり、株式・債券を合わせた引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料の合計は3億84百万円（同56.8%）となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料につきましては、投資信託関連収益がその大半を占めています。

当年度における公募投資信託の販売額は、米中貿易問題に起因した投資家心理の悪化や世界的な新型コロナウイルス感染症流行に伴う経済の収縮懸念から、前年度比で減少しました。米国の高利回り資産に投資するファンドや、リスクの抑制・分散が期待できるソブリン債ファンドやバランス型ファンドの販売額は増加した一方、国内外の株式型ファンドを中心に販売額が減少しました。

これらの結果、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は97億38百万円（前年度比82.7%）となりました。また、その他の受入手数料については、主に投資信託の信託報酬等により146億76百万円（同90.4%）となりました。



トレーディング損益

株券等トレーディング損益は主に米国株式を中心とした外国株式の国内店頭取引、債券等トレーディング損益は外国債券の顧客向け取扱いに伴う収益がその大半を占めています。

当年度においては、米中摩擦や新型コロナウイルス感染症の世界的流行など世界経済の先行き不安が意識される状況が続いたことから、外国株式の国内店頭取引にかかる個人の売買は前年度比で減少しました。一方で、外国債券はESG債の取扱いなども寄与し、販売額が前年度比で増加しました。

これらの結果、株券等トレーディング損益は105億7百万円（前年度比81.6%）、債券等トレーディング損益は120億6百万円（同126.7%）となり、その他のトレーディング損益1億82百万円（前年度は53百万円の損失）を含めたトレーディング損益の合計は226億96百万円（前年度比101.8%）となりました。

金融収支

金融収益は17億2百万円（前年度比100.4%）、金融費用は9億86百万円（同92.0%）となり、差引の金融収支は7億16百万円（同114.7%）となりました。

その他の営業収益

金融商品取引業及び同付随業務に係るもの以外の営業収益は、9億7百万円（前年度比103.3%）となりました。

販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、人件費や取引関係費の減少等により、619億79百万円（前年度比95.4%）となりました。

営業外損益および特別損益

営業外収益は持分法による投資利益の計上等により35億64百万円、営業外費用は1億48百万円となりました。また、特別利益は投資有価証券売却益の計上等により16億62百万円、特別損失は減損損失の計上等により8億96百万円となりました。

② セグメント別の業績状況

セグメント別の業績は、次のとおりです。

証券ビジネス

証券ビジネスにおいては、株券等トレーディング損益や投資信託関連収益の減少等が影響し、当年度における証券ビジネスの営業収益は575億95百万円（前年度比96.2%）、セグメント利益は7億66百万円（同102.7%）となりました。

アセットマネジメントビジネス

アセットマネジメントビジネスにおいては、運用資産の拡大に努めましたが、公募株式投資信託の運用資産平均残高の減少により、当年度におけるアセットマネジメントビジネスの営業収益は102億85百万円（前年度比92.8%）、セグメント利益は8億18百万円（同86.4%）となりました。

サポートビジネス

当年度におけるサポートビジネスの営業収益は126億10百万円（前年度比102.0%）、セグメント利益は11億79百万円（同120.9%）となりました。

- (注) 1. 上記のセグメント別営業収益には、セグメント間の内部営業収益または振替高が含まれております。
2. セグメント利益は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。

2. 設備投資等の状況

当年度中の主な設備投資につきましては、岡三証券株式会社をはじめとするグループ各社において、システム投資や設備の維持更新等を実施いたしました。

3. 資金調達の状況

当年度中の資金調達につきましては、当社では経常的な調達によっており、特記すべき事項はありません。

なお、岡三証券株式会社では、安定的かつ機動的な財務運営のため、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとしたコミットメントラインを総額210億円として更新いたしました。

4. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により、実体経済、金融市場は大打撃を受け、世界は大きな困難に直面しました。わが国においても緊急事態宣言が発令される等、経済活動は大幅な縮小を余儀なくされました。しかしながら、多くの企業がテレワークを緊急導入することによって、労働生産性が向上し、働き方改革が進展する等の変化も起こっています。人類の歴史を振り返れば、戦争や気候変動、感染症等による禍難を経て、世の中を構造的に変えるようなパラダイムシフトが起きています。変化への適応力が求められています。

近年、証券ビジネスを取り巻く環境は、長寿化の進展、デジタルシニアの増加、フィンテックの台頭、地方金融機関や異業種等からの新規参入等、かつてない大きな構造変化が生じています。特に昨秋に米国で生じた手数料ゼロの波は、わが国の金融業界にも想定を上回るスピードで押し寄せ、従来型のビジネスモデルは変革を迫られています。

一方、中長期的な時間軸では、証券ビジネスは高い成長ポテンシャルがあります。現在、わが国の個人金融資産は依然として預貯金が過半を占めています。しかし、「人生100年時代」が現実化する中、資産寿命を延ばす重要性が徐々に浸透され始めており、昨年の老後2,000万円不足問題をきっかけに資産形成に対する意識に大きな変化が生じてきました。今後、新たな投資家、新たな資金が証券投資に流入してくることが期待されます。これからの証券ビジネスは「手数料競争」から「付加価値競争」の時代になると考えます。新時代における新しい価値観、役割を発見していく必要があり、時代に応じて自らを変えていかなければ生き残ることはできません。

当社は2023年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定し、ビジネスモデルの変革に向けて一歩を踏み出しました。お客さまニーズの多様化やビジネスチャンス拡大に着実に対応するため、「お客さま本位のサービス提供」、「シェアードバリューの創出」、「デジタルライゼーションへの取り組み」を基本方針に据えて変革を進め、企業価値を向上させます。

創業以来培ってきた「お客さま大事」の経営哲学のもと、証券のプロフェッショナルとして、お客さまの資産形成、資産運用、そして資産管理等の様々なニーズに対して最適なサービスを提供することを目指してまいります。2023年4月に迎える創業100周年を越えてもお客さまから更に信頼され、サステナブルな成長を続けられるよう努めてまいります。株主の皆さまには、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産および損益の状況

区 分		第79期 (2016.4.1~2017.3.31)	第80期 (2017.4.1~2018.3.31)	第81期 (2018.4.1~2019.3.31)	第82期 (2019.4.1~2020.3.31)
営業収益	(百万円)	80,640	81,921	67,875	65,038
(うち受入手数料)	(百万円)	(47,073)	(52,776)	(42,995)	(39,732)
経常利益	(百万円)	15,425	12,771	2,901	5,488
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	10,486	5,852	853	3,626
1株当たり当期純利益	(円)	52.93	29.56	4.30	18.32
総資産	(百万円)	552,844	475,163	425,700	440,453
純資産	(百万円)	178,256	180,048	175,183	164,447

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式数により算出しております。
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第81期の期首から適用しており、第80期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
岡三証券株式会社	5,000 ^{百万円}	100.00 [%]	金融商品取引業
岡三オンライン証券株式会社	2,500	100.00	金融商品取引業
岡三にいがた証券株式会社	852	38.01	金融商品取引業
三晃証券株式会社	300	22.28	金融商品取引業
三縁証券株式会社	150	31.87	金融商品取引業
岡三国際（亜洲）有限公司	80 ^{百万香港ドル}	100.00	金融商品取引業
岡三アセットマネジメント株式会社	1,000 ^{百万円}	31.51	投資運用業 投資助言・代理業
岡三キャピタルパートナーズ株式会社	100	100.00	ベンチャーキャピタル、 有価証券の運用
OCP 1号投資事業有限責任組合	655	99.50	投資事業有限責任組合
岡三情報システム株式会社	470	100.00	情報処理サービス業
岡三ビジネスサービス株式会社	100	33.00	事務代行業 人材派遣業
岡三興業株式会社	90	79.44	不動産業 保険代理店業

7. 特定完全子会社に関する事項

① 特定完全子会社の名称および住所

岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

② 当社および完全子会社における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

34,199百万円

③ 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計

89,048百万円

8. 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、主として金融商品取引業を中核とする営業活動を営んでおり、「証券ビジネス」、「アセットマネジメントビジネス」および「サポートビジネス」をセグメント区分としております。証券ビジネスでは、有価証券の売買等および売買等の委託の媒介、有価証券の引受けおよび売出し、有価証券の募集および売出しの取扱い、有価証券の私募の取扱い等の事業を営んでおります。また、アセットマネジメントビジネスでは投資運用、投資助言・代理ならびに投資事業組合財産の管理および運用等の事業、サポートビジネスでは当社グループおよび外部顧客に対する情報処理サービス、事務代行、不動産管理等の事業を営んでおります。

9. 主要な営業所等 (2020年3月31日現在)

当社本店	東京都中央区日本橋一丁目17番6号
証券ビジネス拠点	岡三証券株式会社 (東京都) 全国本支店62店舗、 ニューヨーク駐在員事務所、上海駐在員事務所
	岡三オンライン証券株式会社 (東京都)
	岡三にいがた証券株式会社 (新潟県)
	三晃証券株式会社 (東京都)
	三縁証券株式会社 (愛知県)
	岡三国際 (亞洲) 有限公司 (香港)
アセットマネジメントビジネス拠点	岡三アセットマネジメント株式会社 (東京都) 岡三キャピタルパートナーズ株式会社 (東京都) OCP 1号投資事業有限責任組合 (東京都)
サポートビジネス拠点	岡三情報システム株式会社 (東京都) 岡三ビジネスサービス株式会社 (東京都) 岡三興業株式会社 (東京都)

10. 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

従業員数	前年度末比増減
3,451人	144人減

11. 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	13,680 ^{百万円}
株式会社りそな銀行	10,701
三井住友信託銀行株式会社	10,000
株式会社三菱UFJ銀行	8,818

(注) 借入金残高は、短期借入金および長期借入金の合計金額であります。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 750,000,000株
2. 発行済株式の総数 208,214,969株
3. 当事業年度末の株主数 24,627名
4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本生命保険相互会社	9,732 ^{千株}	4.87 [%]
農林中央金庫	9,700	4.85
三井住友信託銀行株式会社	8,726	4.36
大同生命保険株式会社	8,660	4.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,490	3.75
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,822	2.91
有限会社藤精	5,266	2.63
株式会社りそな銀行	4,937	2.47
株式会社みずほ銀行	4,925	2.46
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	4,924	2.46

(注) 当社は、自己株式8,269,487株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

5. 新株予約権等に関する事項

当社が会社法第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および当社子会社である岡三証券株式会社の取締役ならびに執行役員に対し、職務執行の対価として交付した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

名称 (発行決議日)	新株予約権の数 (目的である株式の種類および数)	新株予約権の発行価額 (新株予約権の行使価額)	新株予約権の 行使期間	新株予約権の 主な行使条件
第1回 新株予約権（2015年） （2015年6月26日）	1,294個 （当社普通株式 129,400株）	71,600円 （株式1株当たり 1円）	2015年7月14日から 2045年7月13日まで	別記
第2回 新株予約権（2016年） （2016年6月29日）	2,160個 （当社普通株式 216,000株）	38,400円 （株式1株当たり 1円）	2016年7月15日から 2046年7月14日まで	別記
第3回 新株予約権（2017年） （2017年6月29日）	1,447個 （当社普通株式 144,700株）	61,500円 （株式1株当たり 1円）	2017年7月15日から 2047年7月14日まで	別記
第4回 新株予約権（2018年） （2018年6月28日）	2,029個 （当社普通株式 202,900株）	40,400円 （株式1株当たり 1円）	2018年7月14日から 2048年7月13日まで	別記
第5回 新株予約権（2019年） （2019年6月27日）	2,613個 （当社普通株式 261,300株）	33,200円 （株式1株当たり 1円）	2019年7月13日から 2049年7月12日まで	別記
合計	9,543個 （当社普通株式 954,300株）			

- (別記) 1. 新株予約権者は、当社の取締役および当社子会社である岡三証券株式会社の取締役、執行役員および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによることとする。

① 当事業年度の末日に当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）が有している新株予約権等

名 称	新株予約権の数	保有者数	新株予約権の目的である株式の種類および数
第1回新株予約権（2015年）	248個	3名	当社普通株式 24,800株
第2回新株予約権（2016年）	486個	3名	当社普通株式 48,600株
第3回新株予約権（2017年）	330個	3名	当社普通株式 33,000株
第4回新株予約権（2018年）	437個	3名	当社普通株式 43,700株
第5回新株予約権（2019年）	602個	3名	当社普通株式 60,200株

② 当事業年度中に当社子会社である岡三証券株式会社の取締役および執行役員に対して交付した新株予約権等

名 称	新株予約権の数	交付者数	新株予約権の目的である株式の種類および数
第5回新株予約権（2019年）	2,011個	25名	当社普通株式 201,100株

3 会社役員に関する事項

1. 取締役に関する事項

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
加藤 哲夫	取締役副会長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役
新芝 宏之	取締役社長 (代表取締役)		岡三証券株式会社 取締役 (代表取締役)
田中 充	取締役	システム戦略部管掌兼 戦略部門担当 (グループCSO)	岡三証券株式会社 取締役 (代表取締役) 岡三オンライン証券株式会社 取締役会長
新堂 弘幸	取締役		岡三証券株式会社 取締役社長 (代表取締役)
村井 博幸	取締役		岡三証券株式会社 取締役 (代表取締役)
夏目 信幸	取締役 (監査等委員)		
比護 正史	取締役 (監査等委員)		
河野 宏和	取締役 (監査等委員)		スタンレー電気株式会社 社外取締役 横浜ゴム株式会社 社外取締役
永井 幹人	取締役 (監査等委員)		

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 比護正史、河野宏和および永井幹人の3氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 比護正史、河野宏和および永井幹人の3氏は、株式会社東京証券取引所等の定める独立役員であります。
3. 取締役 (監査等委員) 比護正史氏は、財務省官房審議官および北海道財務局長等を歴任されており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 永井幹人氏は、金融機関における業務経験および金融機関の経営実績があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 常勤者の有する高度な情報収集力に基づく質の高い情報収集を可能とすることと、内部統制システムの活用や、会計監査人および内部統制所轄部署部門等との十分な連携を可能とすべく、夏目信幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 取締役 新堂弘幸氏は、2020年3月31日をもって岡三証券株式会社代表取締役社長を辞任いたしました。
7. 取締役 田中充氏は、2020年3月31日をもって岡三オンライン証券株式会社取締役会長を辞任いたしました。

8. 2020年4月1日付で、取締役の地位および担当について次のとおり異動がありました。

氏名	地位および担当	
	異動前	異動後
加藤 哲夫	取締役副会長	取締役会長
田中 充	システム戦略部管掌兼 戦略部門担当 (グループCSO)	
新堂 弘幸	取締役	取締役副会長

9. 2020年4月1日付で、取締役の重要な兼職の状況について次のとおり異動がありました。

氏名	重要な兼職の状況	
	異動前	異動後
新芝 宏之	岡三証券株式会社 取締役 (代表取締役)	岡三証券株式会社 取締役会長 (代表取締役)

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（監査等委員である取締役）4名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

3. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取締役 (監査等委員であるものを除く)	3名	162百万円
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	5名 (4名)	34百万円 (18百万円)
計	8名	196百万円

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る株式報酬型ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(取締役 19百万円)を含んでおります。
 なお、監査等委員である取締役は株式報酬型ストックオプション制度の対象外であります。
2. 株主総会の決議による取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額7億20百万円であります。
 (2015年6月26日開催の第77期定時株主総会決議)
3. 株主総会の決議による取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプション報酬は、取締役の報酬限度額のうち年額1億40百万円の範囲内であります。
 (2015年6月26日開催の第77期定時株主総会決議)
4. 株主総会の決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は年額72百万円であります。
 (2015年6月26日開催の第77期定時株主総会決議)
5. 上記人数には、2019年6月に退任した監査等委員である取締役1名(社外取締役)を含んでおります。

4. 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	比 護 正 史	当事業年度中に開催した取締役会10回全てに、また、監査等委員会10回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から必要な発言を行っております。
社外取締役	河 野 宏 和	当事業年度中に開催した取締役会10回のうち9回に、また、監査等委員会10回のうち9回に出席し、経営管理に関する専門的見地から必要な発言を行っております。
社外取締役	永 井 幹 人	当事業年度中、社外取締役就任後に開催した取締役会8回全てに、また、監査等委員会8回全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

東陽監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	90百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の一部の国内子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外に、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務等について対価を支払っております。

3. 重要な子会社の会計監査人

当社の重要な子会社のうち、岡三国際（亜洲）有限公司については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意した理由

当社監査等委員会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合、法令等が定める会計監査人の独立性及び適格性が確保できないと認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社子会社の内部監査を担当する内部監査担当部署が、法令および定款に違反の疑義のある行為や不正等を発見した場合には、社長に報告するとともに、取締役会等の審議により、必要に応じて適切な対策を講じるよう勧告する。

内部監査担当部署は、当社および当社子会社の内部監査に必要な手続き等について、規程を整備し、当該業務を明確にする。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、これまでも断固とした姿勢で臨んで来たが、反社会的勢力および団体との取引関係の排除、その他一切の関係遮断を徹底するために必要な社内体制を整備する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書取扱規程に従い、文書（または電磁的媒体）の種類ごとに保存期間、保存担当部署を定めるとともに、取締役からの求めに応じて閲覧可能な状態にする。

原則として、取締役から閲覧の要請があった場合は、閲覧可能とする旨を規程上明確にする。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程を制定し、同規程においてリスクカテゴリーごとに責任部署を定め、リスク管理体制を整備する。グループCROは、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するための適切な対策を講じるとともに、その結果を当社取締役会に報告する。

また、グループCROは、当社子会社のリスク管理の状況をモニタリングし、定期的に当社取締役会に報告する。

4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の中期経営計画の方針の達成に向け、当社および当社子会社の業務担当は実施すべき効率的な方法を決定する。当社取締役会では、定期的に当社および当社子会社の財務状況および経営成績の結果が報告され、その状況によっては目標達成に必要な改善策を促すほか、半期ごとに計画の見直しを行う。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社の経営管理に関する業務を担当する部署は、内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要に応じて当社子会社への指導、支援を実施する。

また、グループ会社管理規程を制定し、当社子会社における損益、財産の状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社子会社における一定事項について当社の取締役会、経営会議の承認または報告を求めるものとする。全体会議および経営会議を開催し、グループ経営に関する方針の周知および重要事項に関する情報の共有化を図る。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会室を設置し、専属の使用人を1名以上配置し、監査等業務の補助を行わせる。

監査等委員会補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査等委員会と協議して行う。

監査等委員会補助使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従う。

7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

当社および当社子会社の役職員は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社および当社子会社に重大な影響を及ぼす以下の事項について速やかに報告する体制を整備する。

- ① 当社および当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
- ③ その他コンプライアンス上重要な事項

当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

8. その他当社の監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会以外の重要な会議についても出席または会議録等を閲覧し、必要に応じて監査等委員以外の取締役または使用人にその説明を求める。

また、監査等委員以外の各取締役、執行役員および重要な使用人から個別ヒアリングの機会を少なくとも年1回以上設けるとともに、取締役社長、監査法人との間でそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

一方、グループ監査役等会議および大会社監査役等連絡会を定期的に行い、監査に関する情報交換、勉強会等を通じて当社子会社における監査レベルの向上を図る。

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムについて、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクを検討し、必要に応じて社内の諸規程および業務を見直し、その実効性を向上させております。なお、業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当事業年度は定時を含め10回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに各取締役の一部委任した重要な業務執行の決定の状況および各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ② グループ内部監査部が、年間の監査計画に基づき当社グループ会社について内部監査を実施いたしました。内部監査の結果につきましては当社取締役会にて報告が行われております。
- ③ 法令違反行為およびその疑義が生ずる行為ならびに企業倫理上問題のある行為等を早期に把握して解決することを目的とする「コンプライアンス・ホットライン制度」を定め、グループ内部監査部および法律事務所を窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置し、役職員へ周知しております。なお、通報を行ったことを理由として、通報者に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない旨を定めた社内規程を策定しております。

6 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 基本方針の内容の概要

当社は、上場企業である以上、本来、当社株券等の大規模買付行為は自由であり、誰が当社を支配するかは、最終的には当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきもので、当社の経営方針とそれにより実現される企業価値をご理解いただいた上で、当社株主の皆さまに、適切に判断いただくべきものであると考えます。また、当社株券等に対する大規模な買付行為が行われた場合には、その大規模買付行為の内容、大規模買付行為が当社および当社グループに与える影響、大規模買付者が考える当社および当社グループの経営方針や事業計画の内容、お客さま、従業員等の当社および当社グループを取り巻く多くの利害関係者に対する影響、そして、大規模買付行為以外の代替案の有無等について、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、かつ提供された情報を十分に検討するための期間と機会が確保されることが必要だと考えます。

そのためには、大規模買付行為に際して、①大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならない、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要な一定の評価期間が経過した後のみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるという「大規模買付ルール」を設けるとともに、当該ルールが有効に機能するために必要な方策を整え、明らかに当社の企業価値および当社株主の皆さまの共同の利益を害するような濫用的買収に対して、会社として対抗策をとることができなければならないと考えております。

2. 基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

当社は、上記基本方針実現のための取組みとして、次に掲げる内容の「大規模買付行為への対応方針」を導入し、2019年6月27日開催の当社第81期定時株主総会において承認決議されております。

- ① 大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合は、以下の「大規模買付ルール」に従わなければならないこと。
 - (ア) 大規模買付者は当社取締役会に対して大規模買付行為に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならないこと。また、大規模買付け等の意向表明後、当社が買付者等に求める情報提供期間の上限を60日に設定すること。
 - (イ) 必要な情報提供を受けた後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として、60日間または90日間を与えられること。
 - (ウ) 大規模買付行為は、評価期間経過後にのみ開始されるべきこと。
- ② 大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に対しては、新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうる。ただし、大規模買付者に対しては、当社普通株式の交付は行わず、その対価として金銭等の経済的な利益の交付も行わないこと。
- ③ 大規模買付ルールが遵守されても、大規模買付行為が当社株主共同の利益および当社の企業価値を著しく損なうと認められる場合等には、当社は新株予約権の無償割当を内容とする対抗策をとりうること。
- ④ 当社取締役会は、対抗策の発動については社外取締役および社外有識者等により構成される独立委員会の勧告に原則として従うこと。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

- ① 当該取組みが基本方針に沿うものであること。
 - (ア) 大規模買付ルールが遵守される限り、原則として対抗策はとらないこととなっており、誰が会社を支配するかは当社株主の皆さまにおいて決める仕組みとなっております。
 - (イ) 大規模買付者に十分な情報の提供を求めるとともに、情報の提供をしない大規模買付者には対抗策を発動することを警告することによって、情報提供のインセンティブを与えております。
 - (ウ) 濫用的買収に対しては、会社は対抗策をとりうる制度設計となっております。
- ② 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと。

対抗策をとりうるのは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないか、会社に回復しがたい損害をもたらすなどの濫用的買収の場合に限定されており、対抗策は基本的には情報提供のインセンティブを与えるものであります。
- ③ 当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

対抗策をとりうる場合が厳しく限定されており、しかも、当社取締役会は独立委員会の勧告に原則として従わなければならないため、当社取締役会の恣意的判断が排除される仕組みとなっております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主さまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つと捉えております。配当につきましては、安定的な配当の維持・継続を勘案しつつ、業績の進展に応じた配分を基本方針としております。また、内部留保金の使途につきましては、経営体質の強化および今後の事業展開のために使用していく方針であります。

この基本方針に従って、期末配当につきましては1株当たり10円といたしました。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によることとしております。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	368,731	流動負債	251,258
現金・預金	70,538	トレーディング商品	67,341
預託金	88,160	商品有価証券等	67,184
顧客分別金信託	86,100	デリバティブ取引	157
その他の預託金	2,060	約定見返勘定	4,907
トレーディング商品	123,273	信用取引負債	15,374
商品有価証券等	123,057	信用取引借入金	3,876
デリバティブ取引	215	信用取引貸証券受入金	11,498
信用取引資産	35,295	有価証券担保借入金	3,181
信用取引貸付金	25,859	有価証券貸借取引受入金	181
信用取引借証券担保金	9,435	現先取引借入金	3,000
有価証券担保貸付金	32,221	預り金	39,885
現先取引貸付金	32,221	受入保証金	32,343
立替金	980	有価証券等受入未了勘定	4,198
短期差入保証金	9,959	短期借入金	77,176
短期貸付金	134	未払法人税等	918
前払費用	1,168	賞与引当金	1,797
未収収益	2,763	その他の流動負債	4,132
有価証券	2,996	固定負債	23,539
その他の流動資産	1,239	長期借入金	9,033
貸倒引当金	△ 0	リース負債	931
固定資産	71,722	再評価に係る繰延税金負債	1,457
有形固定資産	18,379	繰延税金負債	3,236
建物	5,517	役員退職慰労引当金	104
器具備	1,083	退職給付に係る負債	6,315
土地区画	10,640	その他の固定負債	2,460
建設仮勘定	1,138	特別法上の準備金	1,207
無形固定資産	6,026	金融商品取引責任準備金	1,207
ソフトウェア	5,157	負債合計	276,005
その他の資産	868	(純資産の部)	
投資有価証券	47,316	株主資本	148,234
投資有価証券	39,909	資本金	18,589
長期差入保証金	3,867	資本剰余金	23,622
長期貸付金	22	利益剰余金	109,836
退職給付に係る資産	1,236	自己株式	△ 3,814
繰延税金資産	1,459	その他の包括利益累計額	7,579
その他の負債	2,333	その他有価証券評価差額金	6,991
貸倒引当金	△ 1,510	土地再評価差額金	401
		為替換算調整勘定	62
		退職給付に係る調整累計額	125
		新株予約権	358
		非支配株主持分	8,274
資産合計	440,453	純資産合計	164,447
		負債・純資産合計	440,453

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	18,589	16,466	109,165	△ 3,682	140,539
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 2,954		△ 2,954
親会社株主に帰属する当期純利益			3,626		3,626
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分		34	△ 1	114	147
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		7,121		△ 245	6,876
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	7,156	670	△ 131	7,695
当 期 末 残 高	18,589	23,622	109,836	△ 3,814	148,234

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当 期 首 残 高	9,833	401	88	109	10,432	310	23,901	175,183
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△ 2,954
親会社株主に帰属する当期純利益								3,626
自 己 株 式 の 取 得								△ 0
自 己 株 式 の 処 分								147
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								6,876
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	△ 2,842	-	△ 26	16	△ 2,853	48	△ 15,626	△ 18,431
連結会計年度中の変動額合計	△ 2,842	-	△ 26	16	△ 2,853	48	△ 15,626	△ 10,736
当 期 末 残 高	6,991	401	62	125	7,579	358	8,274	164,447

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	10,382	流 動 負 債	9,243
現金及び預金	2,093	短期借入金	8,040
短期貸付金	6,500	未払金	740
未収入金	1,323	未払費用	269
その他の流動資産	465	未払法人税等	79
固 定 資 産	78,666	賞与引当金	10
有形固定資産	3,593	その他の流動負債	103
建物	1,545	固 定 負 債	6,092
器具備品	13	長期借入金	2,860
土地	2,033	受入保証金	1,413
無形固定資産	6	繰延税金負債	1,461
投資その他の資産	75,066	資産除去債務	44
投資有価証券	16,461	その他の固定負債	313
関係会社株式	56,515	負 債 合 計	15,335
その他の関係会社	538	(純 資 産 の 部)	
有価証券		株 主 資 本	69,795
長期差入保証金	1,349	資 本 金	18,589
その他	353	資 本 剰 余 金	12,912
貸倒引当金	△ 152	資 本 準 備 金	12,766
		その他資本剰余金	145
		利 益 剰 余 金	41,354
		利 益 準 備 金	3,224
		その他利益剰余金	38,130
		別 途 積 立 金	30,000
		繰越利益剰余金	8,130
		自 己 株 式	△ 3,061
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,559
		その他有価証券評価差額金	3,559
		新 株 予 約 権	358
		純 資 産 合 計	73,713
資 産 合 計	89,048	負 債 ・ 純 資 産 合 計	89,048

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
営	業	収	益		6,550
商	標	使	用	987	
不	動	賃	貸	1,373	
そ	の	の	売	55	
金	融	収	上	4,134	
営	業	費	用		3,272
販	売	・	一	3,142	
取	引	関	件	805	
人	動	産	関	456	
不	産	務	係	1,256	
事	価	償	却	436	
減	税	の	公	112	
租	融	費	課	△ 139	
そ	の	用	他	206	
金	融	費	用	129	
営	業	利	益		3,277
営	業	外	収		592
受	取	配	当	569	
そ	の	の	金	22	
営	業	外	費		74
経	常	利	益		3,795
特	別	利	益		1,595
投	資	有	証	1,595	
特	別	損	益		1,380
投	資	有	証	261	
関	係	会	社	1,118	
税	引	前	当		4,011
法	人	税、	住		372
法	人	税	民		224
法	人	税	等		
法	人	税	等		597
当	期	純	利		3,413

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	18,589	12,766	135	12,902	3,224	30,000	7,714	40,938
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△ 2,998	△ 2,998
当 期 純 利 益							3,413	3,413
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			9	9				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	9	9	-	-	415	415
当 期 末 残 高	18,589	12,766	145	12,912	3,224	30,000	8,130	41,354

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
当 期 首 残 高	△ 3,088	69,342	5,982	310	75,635
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△ 2,998			△ 2,998
当 期 純 利 益		3,413			3,413
自 己 株 式 の 取 得	△ 0	△ 0			△ 0
自 己 株 式 の 処 分	27	37			37
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△ 2,423	48	△ 2,375
事業年度中の変動額合計	27	452	△ 2,423	48	△ 1,922
当 期 末 残 高	△ 3,061	69,795	3,559	358	73,713

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社岡三証券グループ
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 榎 倉 昭 夫 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 猿 渡 裕 子 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 大 橋 睦 ㊟
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岡三証券グループの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岡三証券グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社岡三証券グループ
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	榎 倉 昭 夫	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	猿 渡 裕 子	Ⓔ
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	大 橋 睦	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡三証券グループの2019年4月1日から2020年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- i) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠して、監査等委員会は、当社及びグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の充実に資する事を監査の基本方針として監査計画を定め、①お客様本位の業務運営の浸透/法令順守の実効性向上、②人事評価精緻化に向けた取組み、③グループ及びグループ会社のリスク管理態勢の有効性、④グループ及びグループ会社の内部監査機能の有効性、⑤業務及び財務報告に係わる内部統制システムの整備・運用状況/会計監査人の監督を重点監査項目に設定し、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店において業務及び財産の状況を調査しました。
- ii) 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- iii) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- iv) 内部監査については、内部監査部門より監査計画の説明を受け、実施した監査について必要に応じて説明を受けました。更に、三様監査の連携を図り監査の実効性及び効率性を高めるため、常勤監査等委員、会計監査人、内部監査部門メンバーが出席する会合を開催し、監査状況について報告と情報交換を図ることにより監査環境の整備に努めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- i) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ii) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- iii) 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- iv) 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

株式会社岡三証券グループ 監査等委員会

常勤監査等委員 夏 目 信 幸 ㊟

社外監査等委員 比 護 正 史 ㊟

社外監査等委員 河 野 宏 和 ㊟

社外監査等委員 永 井 幹 人 ㊟

以 上

第82期定時株主総会会場ご案内図

会場 日本橋三井ホール

東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 COREDO室町1 5階

※日本橋三井ホールは、4階ホールエントランスよりご来館ください。

交通のご案内

東京メトロ ●銀座線・●半蔵門線

「三越前」駅 直結

三越方面改札側 COREDO室町1

JR線

「新日本橋」駅 地下道直結

地下道を東京メトロ[三越前駅]方面へ移動

「三越前」駅からのアクセスはこちらをご確認ください。



株式会社 岡三証券グループ

〒103-8268 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

電話：03-3272-2222 (代表)

<http://www.okasan.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

日本橋三井ホール 地下通路からのご案内図



東京メトロ 半蔵門線「三越前」駅方面